

**日本弁護士連合会**  
**「新型コロナウイルス感染症法律**  
**相談全国統一ダイヤル」に**  
**よる電話法律相談**

日本弁護士連合会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な法的な悩みごとに対応するため、4月から全国統一の「相談ダイヤル」を開設し、徳島弁護士会でも対応しております。相談料は無料ですので、ぜひご利用ください。

※現在、徳島弁護士協会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の相談業務を中止しております。

**【申込方法】**

電話またはインターネット

①電話受付（受付時間 平日正午から午後2時まで）

☎0570・073・567

※お電話はつながりにくい場合があります。

②インターネット受付（24時間受付）  
**事業者・非事業者ともに受付可**

URL: <https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/coronasoudan/kojin>

**事業者専用**

URL: <https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/>

申し込みのあったご相談は日本弁護士連合会が一括して受け付け、各弁護士会につながります。徳島県内にお住まいの方には、後日徳島弁護士協会所属の弁護士から折り返しお電話します。

**【お問い合わせ先】**

市危機管理課（市役所4階）  
 ☎32・22227 / FAX 32・35222

Mail: [bousai@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:bousai@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

**マイナンバー通知カードの  
新規交付・再交付が  
できなくなりました**

通知カード（薄緑色の紙製のカード）の新規交付や再交付、住所・氏名などの券面記載事項の変更が、5月25日以降できなくなりました。

券面記載事項が住民登録と一致していない場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できないので、マイナンバーカードを取得するか、マイナンバー入りの住民票を取得する必要があります。

※一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。

**【お問い合わせ先】**

市戸籍住民課（市役所1階）  
 ☎32・2112

Mail: [kosekijumin@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:kosekijumin@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

**毎年6月23日から29日まで  
は男女共同参画週間**

令和2年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ最優秀作品

「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」

「ワフワフ・ライフ・バランス」

内閣府では、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

**【お問い合わせ先】**

市人権推進課（教育庁舎1階）  
 ☎32・2122 / FAX 33・35225

Mail: [jinkensushin@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:jinkensushin@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

**児童手当の現況届は6月30日までに！**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は窓口ではなく、郵送での提出をお願いします。同封の返信用封筒で提出してください。

現況届とは、前年の所得状況と受給資格の有無を確認するものです。現況届を未提出の方は6月分以降の児童手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

また、添付書類などに不備があった場合は、児童手当を一時差し止めすることがありますのでご注意ください。

**【現況届の提出】**

現況届の用紙は、市児童福祉課より対象の方へ6月初旬までに郵送にてお届けします。内容をご確認のうえ必要事項を記入し添付書類などを添えて、同封の返信用封筒で市児童福祉課まで郵送してください。

**【提出期限】** 6月30日(火)

**提出するもの**

- ①現況届（必要事項を記入し、はんこ【シャチハタ不可】を押印してください）
  - ②受給者（申請者）が厚生年金保険に加入している場合は、受給者（申請者）の健康保険被保険者証の写し  
または年金加入証明書
  - ③受給者（申請者）と児童の住所が別の場合は、別居監護申立書
- ※その他、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

**【お問い合わせ・提出先】**

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail: [jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp)